

総務省行政相談センター

まぐみみ宮城

# 令和4年福島県沖を震源とする地震 による被災者の皆様への生活支援 窓口案内 (宮城県版ガイドブック)

令和4年福島県沖を震源とする地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

このガイドブックは、関係機関の各種相談窓口や支援措置等について、関係機関が提供している情報を東北管区行政評価局が取りまとめたものです。

宮城県・市町村の広報誌、ウェブサイトなどもご覧いただきながら、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

また、東北管区行政評価局は、今回の災害に関して、様々なお問合せやご相談を次のとおり受け付けておりますので、お気軽にご連絡ください。

- 電話による相談受付：平日 8：30～17：30

行政相談専用ダイヤル：0570-090110

※ 一部のIP電話では、ご利用できない場合があります。その場合は、

022-262-7840におかけください。

※ NTTコミュニケーションズ株式会社が定める通話料がかかります。電話会社の通話料割引サービスや、携帯電話の料金定額プランの無料通信は適用されませんのでご注意ください。

- 来所による相談受付：平日8：30～17：30

住所：仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎11階  
東北管区行政評価局（首席行政相談官室）

- インターネットによる相談受付

URL：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

(右のQRコードからもアクセスできます。)

- FAXによる相談受付

022-262-7844



まぐみみ宮城



総務省行政相談センター

総務省 東北管区行政評価局

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎11階  
電話：022-262-7840 FAX：022-262-7844

(注)

1 このガイドブックは、令和4年5月17日時点の情報で作成しています。

各機関等における支援策等については、随時、追加・変更し、当局ウェブサイト（下記URL参照）に掲載してまいります。

<https://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku.html>

2 災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用が条件となっている支援措置があります。

(1) 災害救助法

今回の地震による災害においては、宮城県内の全市町村（14市20町1村）が災害救助法の適用を受けています（3月16日適用）。

(2) 被災者生活再建支援法

今回の地震による災害においては、5月9日時点では、「山元町」、「角田市」、「白石市」、「蔵王町」、「亘理町」、「柴田町」が被災者生活再建支援法の適用を受けています。

## 目



### 住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 4)
- 2 災害ゴミの収集等 (P. 7)
- 3 被災住宅の復旧や再建 (P. 10)
- 4 被災住宅の応急修理 (P. 11)
- 5 被災住宅の解体 (P. 12)



### お金のこと

- 6 被災者生活再建支援金の支給 (P. 13)
- 7 災害弔慰金等の支給 (P. 14)
- 8 災害援護資金の貸付 (P. 14)
- 9 生活福祉資金の貸付 (P. 15)
- 10 住宅の建設、補修等の融資 (P. 15)
- 11 住宅ローンの返済 (P. 15)



### 役所の手続きのこと

- 12 国税の特別措置 (P. 16)
- 13 県税の特別措置 (P. 17)
- 14 市町村税の特別措置 (P. 19)
- 15 公共料金の減免措置 (P. 19)
- 16 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 20)
- 17 運転免許証の再交付 (P. 21)

## 次



### 民間の手続きのこと

- 18 損害保険 (P. 22)
- 19 生命保険の契約内容 (P. 22)
- 20 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 23)
- 21 法律相談等の窓口 (P. 23)
- 22 消費生活相談窓口 (P. 24)



### 医療・健康のこと

- 23 こころの悩みについての相談 (P. 25)



### 教育のこと

- 24 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付 (P. 26)



### 事業者の方へ

- 25 観光関連事業者向けの特別相談窓口 (P. 27)
- 26 災害復旧貸付 (P. 27)
- 27 セーフティネット保証4号の適用 (P. 27)
- 28 小規模企業共済災害時貸付の適用 (P. 28)
- 29 既往債務の返済条件緩和等の対応 (P. 28)
- 30 中小企業等を対象とした特別相談窓口 (P. 29)
- 31 農林漁業者向けの相談窓口 (P. 30)



### そのほかの情報

- 32 災害ボランティア (調整・募集、相談受付等) (P. 31)



## 住まいや身の回りのこと

### 1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 各市町村における「り災証明書」の窓口は以下のとおりです。  
また、市町村によっては、自動車や家財などの動産が災害による被害を受けたことの証明として「被災証明書」（市町村により「被災届出証明書」、「り災届出証明書」という名称を使用）の発行も行っています（り災証明書の申請窓口と異なる市町村については、窓口を記載しております。）。  
なお、市町村が公表している申請受付終了の日程については、見直される場合もありますので、各窓口にお問合せください。

市町村名・担当部署	電話番号（申請期限がある場合、当該期限）
仙台市：財政局資産税企画課 ※申請は各区役所、総合支所	022-214-4442 申請期限：令和4年5月16日 ※終了
青葉区役所税務会計課	022-225-7211 //
宮城総合支所税務住民課	022-392-2111 //
宮城野区税務会計課	022-291-2111 //
若林区税務会計課	022-282-1111 //
太白区税務会計課	022-247-1111 //
秋保総合支所税務住民課	022-399-2111 //
泉区税務会計課	022-372-3111 //
石巻市：総務部資産税課	0225-95-1111 申請期限：令和4年5月23日
蛇田支所	0225-95-1442 //
稲井支所	0225-95-2171 //
渡波支所	0225-24-0151 //
荻浜支所	0225-90-2111 //
河北総合支所市民福祉課	0225-62-2111 //
雄勝総合支所市民福祉課	0225-57-2111 //
河南総合支所市民福祉課	0225-72-2111 //
桃生総合支所市民福祉課	0225-76-2111 //

北上総合支所市民福祉課	0225-67-2111	〃
牡鹿総合支所市民福祉課	0225-45-2111	〃
塩竈市：市民総務部税務課	022-355-5934	申請期限：令和4年6月17日
気仙沼市：税務課	0226-22-3405	
白石市：税務課	0224-22-1313	申請期限：令和4年5月16日 ※終了
名取市：税務課	022-384-2111	
角田市：総務部税務課 市民福祉部市民課（被災届 出証明書）	0224-63-2114 0224-63-2116	申請期限：令和4年5月16日 ※終了
多賀城市：市民経済部市民課	022-368-1141	申請期限：令和4年4月18日 ※終了
岩沼市：総務部税務課	0223-23-0732	申請期限：令和4年4月15日 ※終了
登米市：総務部税務課	0220-22-2163	申請期限：令和4年5月20日
迫総合支所市民課	0220-22-2213	〃
登米総合支所市民課	0220-52-2111	〃
東和総合支所市民課	0220-53-4111	〃
中田総合支所市民課	0220-34-2311	〃
豊里総合支所市民課	0225-76-4111	〃
米山総合支所市民課	0220-55-2111	〃
石越総合支所市民課	0228-34-2111	〃
南方総合支所市民課	0220-58-2112	〃
津山総合支所市民課	0225-68-3112	〃
栗原市 総務部税務課 市民生活部市民課（被災 証明書） ※申請は総合支所	0228-22-1121 0228-22-3211	申請期限：令和4年4月22日 ※終了
築館総合支所市民サビ`ス課	0228-22-1111	〃
若柳総合支所市民サビ`ス課	0228-32-2121	〃
栗駒総合支所市民サビ`ス課	0228-45-2111	〃
高清水総合支所市民サビ`ス課	0228-58-2111	〃
一迫総合支所市民サビ`ス課	0228-52-2111	〃
瀬峰総合支所市民サビ`ス課	0228-38-2111	〃
鶯沢総合支所市民サビ`ス課	0228-55-2111	〃
金成総合支所市民サビ`ス課	0228-42-1111	〃
志波姫総合支所市民サビ`ス課	0228-25-3111	〃

花山総合支所市民サービス課	0228-56-2111	〃
東松島市：税務課固定資産税係 防災課危機対策係（被災証明書）	0225-82-1111（内線1131） 0225-82-1111（内線1168）	
大崎市：税務課	0229-23-2148	申請期限：令和4年4月28日 ※終了
松山総合支所市民福祉課	0229-55-2114	〃
三本木総合支所市民福祉課	0229-52-2113	〃
鹿島台総合支所市民福祉課	0229-56-7114	〃
岩出山総合支所市民福祉課	0229-72-1212	〃
鳴子総合支所市民福祉課	0229-82-2019	〃
田尻総合支所市民福祉課	0229-39-1114	〃
富谷市：市民課	022-358-0511	申請期限：令和4年4月28日 ※終了
蔵王町：総務課	0224-33-2211	申請期限：令和4年4月8日 ※終了
七ヶ宿町：町民税務課 総務課（被災証明書）	0224-37-2114 0224-37-2111	
大河原町：税務課	0224-53-2113	申請期限：令和4年5月20日
村田町：税務課	0224-83-6403	
柴田町：総務課	0224-55-2111	申請期限：令和4年4月18日 ※終了
槻木事務所	0224-56-1311	〃
丸森町：町民税務課	0224-72-2116	申請期限：令和4年5月16日 ※終了
亘理町：総務課安全推進班	0223-34-1111	
山元町：税務課	0223-37-1114	申請期限：令和4年4月28日 ※終了
坂元支所	0223-38-0301	〃
松島町：総務課環境防災班	022-354-5782	申請期限：令和4年4月22日 ※終了
七ヶ浜町：税務課	022-357-7451	申請期限：令和4年4月18日 ※終了
利府町：税務課資産税係	022-767-2329	申請期限：令和4年5月16日 ※終了
大和町：総務課	022-345-1112	申請期限：令和4年4月28日 ※終了
大郷町：総務課	022-359-5500	申請期限：令和4年4月28日

	※終了
大衡村：税務課 総務課（被災証明書）	022-341-8513 申請期限：令和4年4月25日 022-345-5111 " ※終了
色麻町：税務課	0229-65-2155 申請期限：令和4年4月18日 ※終了
加美町：税務課	0229-63-3114 申請期限：令和4年4月28日 ※終了
涌谷町：税務課	0229-43-2114 申請期限：令和4年4月15日 ※終了
美里町：税務課	0229-33-2115 申請期限：令和4年4月15日 ※終了
女川町：町民生活課	0225-54-3131
南三陸町：町民税務課	0226-46-1372 申請期限：令和4年5月16日 ※終了

## 2 災害ゴミの収集等

- ◆ 市町村では、地震により発生したゴミ等について、住民による処理場への持込みに係る処理手数料の減免や市町村による仮置き場の設置等を行います。

詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

市町村名・担当部署	電話番号 (減免申請等に期限がある場合、当該期限)
仙台市青葉区 青葉環境事業所	022-277-5300 ・処理施設へ自己搬入する場合、処分費用が減免（要申請）：3月31日まで ※終了
宮城野区 宮城野環境事業所	022-236-5300 "
若林区 若林環境事業所	022-289-2051 "
太白区 太白環境事業所	022-248-5300 "
泉区 泉環境事業所	022-773-5300 "
石巻市 廃棄物対策課	0225-95-1111（内線）3375 ・処理手数料の減免(再申請)：4月28日まで ※終了
河北総合支所 市民福祉課	0225-62-2112 "
雄勝総合支所 市民福祉課	0225-57-2113（内線）211 "
河南総合支所 市民福祉課	0225-72-2094 "
桃生総合支所 市民福祉課	0225-76-2111 "

市町村名・担当部署	電話番号 (減免申請等に期限がある場合、当該期限)
北上総合支所 市民福祉課	0225-67-2113          "
牡鹿総合支所 市民福祉課	0225-45-2112、45-2113          "
塩竈市 環境課	022-365-3377 ・処理施設への自己搬入：4月15日まで ※終了
白石市市民生活課	0224-22-1312、22-1314 ・仮置場での受入れ：4月15日まで ※終了 ・処理施設への自己搬入時、り災証明等の提示により処分費用が無料：4月17日まで ※終了
名取市 クリーン対策課	022-724-7161 ・指定場所への搬入（要予約）：4月8日まで ※終了
角田市 生活環境課	0224-63-2118 ・仮置場での受入れ：3月31日まで ※終了 ・処理施設への自己搬入時、り災証明等の提示により処分費用が無料：4月15日まで ※終了
多賀城市 生活環境課	022-368-1141(代表) ・処理施設へ自己搬入する場合、搬入手数料が減免（要申請）：4月18日まで ※終了
岩沼市 生活環境課	0223-23-0584 ・仮置き場での受入れ：4月6日まで ※終了 ・建築廃材（瓦・ブロック）は市が処分（要申請）：4月6日まで ※終了
登米市 環境課	0220-58-5553 ・処理施設へ自己搬入する場合、搬入手数料が減免（要申請）：5月31日まで
迫総合支所市民課	0220-22-2213          "
登米総合支所市民課	0220-52-2111          "
東和総合支所市民課	0220-53-4111          "
中田総合支所市民課	0220-34-2311          "
豊里総合支所市民課	0225-76-4111          "
米山総合支所市民課	0220-55-2111          "
石越総合支所市民課	0228-34-2111          "
南方総合支所市民課	0220-58-2112          "
津山総合支所市民課	0225-68-3112          "
栗原市 環境課	0228-22-3350 ・処理施設へ自己搬入する場合、処分費用が免除（要申請）：5月31日まで



市町村名・担当部署	電話番号 (減免申請等に期限がある場合、当該期限)
東松島市 市民生活課 環境係	0225-82-1111(内線)1154 ・指定場所での受入れ：4月30日まで ※終了
大崎市 環境保全課	0229-23-6074 ・処理施設へ自己搬入する場合、処分費用が免除(要申請)：5月6日まで ・コンクリートブロック・瓦は市の指定場所で無料受入れ：5月6日まで ※終了
松山総合支所 地域振興課	0229-55-2111 //
三本木総合支所 地域振興課	0229-52-2111 //
鹿島台総合支所 地域振興課	0229-56-7111 //
岩出山総合支所 地域振興課	0229-72-1211 //
鳴子総合支所 地域振興課	0229-82-2191 //
田尻総合支所 地域振興課	0229-39-1111 //
富谷市 生活環境課	022-358-0515 ・処理施設へ自己搬入する場合、処分費用が免除(要申請)：4月28日まで ※終了
村田町 町民生活課	0224-83-6401 ・瓦、コンクリート破片、大型のガラス片等は町が個別対応：4月19日まで ※終了 ・処理施設への自己搬入時、り災証明書等の提示により処分費用が無料：4月19日まで ※終了
柴田町 町民環境課	0224-55-2113 ・処理施設への自己搬入時、り災証明書等の提示により処分費用が無料：4月17日まで ※終了
川崎町 町民生活課 環境衛生係	0224-84-2112 ・処理施設への自己搬入時、免許証等の提示により処分費用が無料：4月17日まで ※終了
丸森町 町民税務課 町民生活班	0224-72-3012 ・落下した屋根瓦、倒壊したコンクリートブロック塀の回収：5月16日まで ※終了
亘理町 町民生活課 生活環境班	0223-34-1113 ・粗大ゴミの受入れ：4月30日まで ※終了

市町村名・担当部署	電話番号 (減免申請等に期限がある場合、当該期限)
	・瓦・ブロック等の受入れ：5月20日まで
山元町 町民生活課 生活班	0223-37-1112 ・一時保管場所への搬入（要申請） ：5月31日まで
松島町 総務課環境防災班	022-354-5782 ・処理施設へ自己搬入する場合、搬入手数料 が減免（要申請）：4月18日まで ※終了
七ヶ浜町 町民生活課 環境生活係	022-357-7455 ・処理施設へ自己搬入する場合、処分費用が減 免（要申請）：4月18日まで ※終了
利府町 生活環境課 環境衛生係	022-767-2119
大和町 町民生活課	022-345-1117 ※4月8日で終了
大郷町 町民課	022-359-5504
大衡村 住民生活課	022-341-8512
色麻町 町民生活課	0229-65-2156
加美町 町民課	0229-63-3112 ・処理施設へ自己搬入する場合、処分費用が無 料
涌谷町 町民生活課	0229-43-2113 ※4月15日で終了
美里町 町民生活課	0229-33-2114 ・処理施設へ搬入する場合は処理手数料が免 除（要申請）：申請期限は5月20日まで 受入搬入期間は5月31日まで
南郷庁舎町民窓口室	0229-58-1211 //
女川町クリーンセンター (町民生活課施設係)	0225-53-3549

### 3 被災住宅の復旧や再建

#### ◆ 宮城県地域型復興住宅推進協議会

宮城県地域型復興住宅推進協議会では、被災された住宅の復旧や再建方法について、建築士が相談に応じるフリーダイヤルを開設しています。内容に応じて現地へ出張（無料）もしております。

電話 0120-678126

(受付時間 9:00~17:00 (土日、祝日、年末年始を除く))

対応地域：宮城県内

#### ◆ 住まいるダイヤル

「住まいるダイヤル」は、国土交通大臣から指定を受けた（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営する住宅専門の相談窓口です。一級建築士の資格を持った相談員が住宅に関する電話相談をお受けしております。法律的な問題については、必要に応じて弁護士の助言も得て、ご相談に応じています。

電話 0570-016-100

IP電話の場合 03-3556-5147

(受付時間 10:00~17:00 (土日、祝日、年末年始を除く))

## 4 被災住宅の応急修理

- ◆ 災害救助法が適用された市町村（県内全市町村）において、災害により住宅が「準半壊」、「半壊」、「中規模半壊」又は「大規模半壊」の被害認定を受け、そのままでは住むことができない状態にある世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。

原則として、修理の着手前に申請が必要です。

1世帯当たり59万円5千円（準半壊は30万円まで）が限度額です。

- ◆ 以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象になります。

- |   |
|---|
| <p>① 準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受けた方<br/>災害により準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。<br/>(ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象となります。)<br/>※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはなりません。(ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。)</p> <p>② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる方</p> <p>③ 応急仮設住宅等を利用しない方<br/>応急仮設住宅（民間借上げ住宅を含む）、公営住宅等と応急修理制度との併用はで</p> |
|---|

きません。

(ただし、一時的な避難場所として公営住宅等を利用している場合は除きます。また、応急修理期間中に一時的に応急仮設住宅を利用することが可能な場合があります。)

(注) 住家の損傷状況はり災証明書により確認されます。

- ◆ 市町村によって受付時期等が異なりますので、詳細は、各市町村の被災住宅の応急修理担当課にお問い合わせください。

応急的な修理の制度ですので、受付期限がありますこと、ご注意ください。

## 5 被災住宅の解体

- ◆ 市町村から、全壊又は半壊（大規模半壊を含む。）の「り災証明書」の交付を受けた住宅について、解体を希望される方は、市町村が実施する公費解体事業（災害等廃棄物処理事業）の対象となります。

自らが住宅を解体・撤去した場合の費用も事後に請求できる場合があります。

- ◆ 市町村によって受付時期等が異なる場合がありますので、詳細は、お住まいの市町村の被災住宅の解体担当課にお問い合わせください。



## お金のこと

### 6 被災者生活再建支援金の支給

- ◆ 自然災害により居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です（被災者生活再建支援法）。
- ◆ 令和4年5月9日時点では、「山元町」、「角田市」、「白石市」、「蔵王町」、「亘理町」、「柴田町」がこの制度の適用を受けています。
- ◆ 住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。中規模半壊世帯については、「加算支援金」のみ申請可能です。

被災者生活再建支援金の支給額

区分		基礎支援金	加算支援金		合計
		支給額	住宅再建方法	支給額	
2人以上世帯	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
	解体世帯		補修	100万円	200万円
	長期避難世帯		賃借	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円
1人世帯	全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
	解体世帯		補修	75万円	150万円
	長期避難世帯		賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	75万円	75万円
補修			37.5万円	37.5万円	

			賃借	18.75万円	18.75万円
--	--	--	----	---------	---------

詳しくは、下記の市町村窓口にお問い合わせください。

市町村名・担当部署	電話番号	参考情報
白石市 福祉事務所福祉課	0224-22-1400	基礎支援金 R5.4.15まで受付 加算支援金 R7.4.15まで受付
角田市 社会福祉課	0224-61-1185	
蔵王町 保健福祉課	0224-33-2003	
柴田町 福祉課	0224-55-5010	
亘理町 福祉課	0223-34-0548	
山元町 保健福祉課	0223-37-1113	

## 7 災害弔慰金等の支給

- ◆ 災害により亡くなられた方の遺族に対して災害弔慰金が支給されます。
  - ・生計維持者の場合：市町村条例で定める額（500万円以下）を支給
  - ・その他の者の場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
- ◆ 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方に対して災害障害見舞金が支給されます。
  - ・生計維持者の場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
  - ・その他の者の場合：市町村条例で定める額（125万円以下）を支給
- ◆ 詳細は、お住まいの市町村の災害弔慰金担当課にお問い合わせください。

## 8 災害援護資金の貸付

- ◆ 世帯主が1か月以上の負傷、住居や家財に被害を受けた場合に、被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。  
貸付金額は最大350万円（被災の状況により貸付限度額は異なる。）で、償還期限は据置期間（3年）を含め10年です。
- ◆ 詳細は、お住まいの市町村の災害援護資金担当課にお問い合わせください。

## 9 生活福祉資金の貸付

### 【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、「緊急小口資金」の貸付を受けられます。一世帯につき10万円以内です。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：2か月以内)終了後、12か月以内です。また、無利子です。
- ◆ 詳細は、お住まいの市町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。

## 10 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。  
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
  - ・住宅金融支援機構  
電話 0120-086-353 (通話料無料)  
(受付時間 土日曜日を含む毎日(祝日除く) 9:00~17:00)

## 11 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン)があります。  
詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。  
借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます。
  - ・全国銀行協会相談室  
電話 0570-017109  
IP電話等の場合 03-5252-3772  
(受付時間 9:00~17:00(祝日及び銀行の休業日を除く))





## 役所の手続きのこと

### 1 2 国税の特別措置

- ◆ 災害により期限までに申告・納税等ができないとき（交通途絶等）は、所轄税務署に申請し、承認を受けることにより、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲で、申告等の期限が延長されます。
- ◆ 災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署に申請し、承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。
- ◆ 災害により、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法か、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。  
また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
仙台北税務署	022-222-8121	仙台市青葉区の一部、宮城野区の一部、泉区、富谷市、大和町、大郷町、大衡村
仙台中税務署	022-783-7831	仙台市青葉区の一部、宮城野区の一部、若林区
仙台南税務署	022-306-8001	仙台市太白区、名取市、岩沼市、亘理町、山元町
石巻税務署	0225-22-4151	石巻市、東松島市、女川町
塩釜税務署	022-362-2151	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町



税務署名	電話番号	管轄区域
古川税務署	0229-22-1711	大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
気仙沼税務署	0226-22-6780	気仙沼市、南三陸町
大河原税務署	0224-52-2202	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
築館税務署	0228-22-2261	栗原市
佐沼税務署	0220-22-2501	登米市

### 13 県税の特別措置

◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。

◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

事務所名	電話番号	税の種別	管轄区域
仙台中央 県税事務所	022-715-0621～ 0623、0670 (課税) 022-715-0624、 0625、0672 (納税)	法人県民税 県民税利子割 法人事業税 個人事業税 不動産取得税 県たばこ税	仙台市青葉区の一部、宮城野区の一部、若林区
仙台南 県税事務所	022-248-2961 (代)	ゴルフ場利用税 軽油引取税 鉾区税 狩猟税	仙台市太白区、名取市、岩沼市、亶理町、山元町
仙台北 県税事務所	022-275-9111 (代)	産業廃棄物税 自動車税	仙台市青葉区の一部、宮城野区の一部、泉区、富谷

			市、大和町、大郷町、大衡村
大河原 県税事務所	0224-53-3111 (代)		白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
塩釜 県税事務所	022-365-4191 (代)		塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町
北部 県税事務所	0229-91-0701 (代)	法人県民税 県民税利子割 法人事業税 個人事業税	大崎市、栗原市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
北部県税事務所 栗原地域事務所 (*県税の徴収事務及び自動車税の賦課)	0228-22-2111 (代)	不動産取得税 県たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 鉾区税	栗原市
東部 県税事務所	0225-95-1411 (代)	狩猟税 産業廃棄物税 自動車税	石巻市、登米市、東松島市、女川町
東部県税事務所 登米地域事務所 (*県税の徴収事務及び自動車税の賦課)	0220-22-6111 (代)		登米市
気仙沼 県税事務所	0226-24-2530 (課税) 0226-24-2531 (納税)		気仙沼市 南三陸町
仙台中央県税事務所 扇町出張所	022-232-5702	自動車取得税	宮城県全域

## 1 4 市町村税の特別措置

- ◆ 住民税、固定資産税、国民健康保険税等について、損害の程度及び所得金額に応じ、税額が全部又は一部減免となる場合があります。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

## 1 5 公共料金の減免措置

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社にお問い合わせください。

- ◆ 上下水道  
基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは、上下水道の事業者（市町村）にお問い合わせください。

- ◆ N H K 受信料  
N H K では、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、2 か月間、受信料が免除になります。

詳しくは N H K にお問い合わせください。

電話 0570-077-077

I P 電話等の場合 050-3786-5003

(受付時間 9:00~18:00 (土日、祝日も含む))

## 16 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。  
また、厚生年金被保険者については、お勤め先にお問い合わせください。  
なお、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳細は「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。  
電話 0570-05-1165  
IP電話等の場合：03-6700-1165  
(受付時間 8:30~19:00(月曜日)  
8:30~17:15(火曜日~金曜日)  
9:30~16:00(第2土曜日))
- ◆ また、市町村の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所（国民年金課等）にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号	管轄区域
仙台東 年金事務所	022-257-6111	仙台市宮城野区、塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町
仙台南 年金事務所	022-246-5111	仙台市若林区、太白区、名取市、岩沼市、亶理町、山元町
仙台北 年金事務所	022-224-0891	仙台市青葉区、泉区、富谷市、大和町、大郷町、大衡村
大河原 年金事務所	0224-51-3111	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
石巻 年金事務所	0225-22-5115	石巻市、気仙沼市、東松島市、女川町、南三陸町
古川 年金事務所	0229-23-1200	大崎市、登米市、栗原市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町

## 1 7 運転免許証の再交付

- ◆ 運転免許証を亡失、滅失、汚損、破損した場合には、再交付の手続を申請することができます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの運転免許センターなどにお問い合わせください。

名 称	電話番号
宮城県運転免許センター	0 2 2 - 3 7 3 - 3 6 0 1
宮城県警察石巻運転免許センター	0 2 2 5 - 8 3 - 6 2 1 1
宮城県警察古川運転免許センター	0 2 2 9 - 2 2 - 8 0 1 1
宮城県警察仙南運転免許センター	0 2 2 4 - 5 3 - 0 1 1 1
宮城県気仙沼警察署	0 2 2 6 - 2 2 - 7 1 7 1
宮城県南三陸警察署	0 2 2 6 - 4 6 - 3 1 3 1



## 民間の手続きのこと

### 18 損害保険

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
  - ・ご契約の損害保険会社
  - ・日本損害保険協会 そんぽADRセンター  
電話 0570-022808  
IP電話の場合 同センター東北 022-745-1171へ  
(受付時間 9:15~17:00 (月曜日~金曜日 (祝日除く)))
- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。
  - ・日本損害保険協会自然災害等損保契約照会センター  
電話 0120-501331  
(受付時間 9:15~17:00 (月曜日~金曜日 (祝日除く)))
  - ・外国損害保険協会 自然災害等損保契約照会センター  
電話 03-5425-7850  
(受付時間 9:00~17:00 (月曜日~金曜日 (祝日除く)))

### 19 生命保険の契約内容

- ◆ 各生命保険会社では、災害救助法が適用された地域（県内全市町村）の被災契約者の契約について、① 保険料払込猶予期間の延長（最長6か月）、② 保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払いの特別取扱いを実施しています。  
詳細は、ご契約の生命保険会社にお問い合わせください。
- ◆ 生命保険協会は、災害救助法が適用された地域（県内全市町村）において被災した契約者について、家屋等の流失・消失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、生命保険契約の有無のご照会に対応します。（災害地域生命保険契約照会制度）  
詳細は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」  
電話 0120-001731  
(受付時間 9:00~17:00 (月曜日~金曜日 (祝日除く)))

◆ かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約については、次の窓口にお問い合わせください。

- ・かんぽコールセンター  
電話 0120-552-950  
(受付時間 9:00~21:00 (月曜日~金曜日 (祝日除く))  
9:00~17:00 (土日、祝日))

## 20 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

◆ 金融機関、生命保険会社、損害保険会社、証券会社等では、通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金の払い戻し、保険金の請求等ができます。

- ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ゆうちょコールセンター  
電話 0120-108420  
(受付時間 9:00~19:00 (月曜日~金曜日)  
9:00~17:00 (土日、祝日))

## 21 法律相談等の窓口

◆ 仙台弁護士会では、「令和4年福島県沖地震による被災者のための無料電話相談」を実施しています（令和4年5月20日まで）。地震被害に関するご相談であれば相談料無料です。

電話 022-223-2383

(電話受付後に弁護士から折り返しの電話をする方式の無料相談ですので、受付の際に、令和4年福島県沖地震による地震被害についての相談である旨申告をしてください。)

◆ 法テラス（日本司法支援センター）では、法的トラブルについて、お悩みを整理し、適切な相談窓口のご案内、法律の手続、分からないコトバの解説などを行っています。

また、無料法律相談（収入・資産要件あり）を行っています。

詳細は、法テラスにお問い合わせください。

- ・法テラス宮城  
ナビダイヤル 0570-078369  
IP電話等の場合：050-3383-5535  
(受付時間 9:00~17:00(平日))

- ◆ 法テラスの専門オペレーターが、お問い合わせ内容に応じて、法制度や相談機関・団体等を紹介します。

- ・法テラス・サポートダイヤル  
ナビダイヤル 0570-078374  
IP電話等の場合 03-6745-5600  
(受付時間 9:00~21:00(平日)、9:00~17:00(土曜日))

## 2 2 消費生活相談窓口

- ◆ 大規模災害の後は、点検商法、便乗商法等のトラブルが発生する傾向にあるので、ご注意ください。

不審な勧誘や電話を受けた場合、下記の番号までご相談ください。

- ・宮城県消費生活センター  
電話 022-261-5161  
(受付時間 平日 9:00~17:00/土日 9:00~16:00)

- ・消費者ホットライン（全国統一番号）

電話 188（市外局番なしの3桁番号）

※ 消費者ホットラインは、原則として、お住まいの地域の窓口（市区町村の消費生活センターや消費生活相談窓口など）をご案内します。

土日、祝日は、都道府県等の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターに電話がつながります。（一部地域や年末年始、国民生活センターの建物点検日を除く）

IP電話など、一部の電話からはつながりません。





## 医療・健康のこと

### 23 こころの悩みについての相談

- ◆ 宮城県精神保健福祉センターでは、令和4年3月16日の福島県沖を震源とする地震の発生に伴い、災害ホットラインを開設しています。

- ・こころの相談電話(宮城県精神保健福祉センター)

電話 0229-23-0302

(受付時間 9:00~17:00 (月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)))



## 教育のこと

### 2 4 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、 JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、1. 災害救助法適用地域（県内全市町村）の世帯の学生に対する給付奨学金の家計急変採用、貸付奨学金の緊急採用・応急採用、2. 奨学金返還者からの減額返還・返還期間猶予の願出、3. 居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生からの支援金の申請を受け付けます。

詳細は、日本学生支援機構にお問い合わせください。

- ・独立行政法人日本学生支援機構 政策企画部広報課  
電話 03-6743-6011

#### 1. 給付奨学金（家計急変採用）／貸与奨学金（緊急採用・応急採用）

- (1) 対象者：災害により家計が急変し、奨学金の給付または貸与を希望する方（災害救助法適用市町村（県内全市町村）の世帯の学生）
- (2) 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。

#### 2. 減額返還・返還期限猶予

- (1) 対象者：災害等により奨学金の返還が困難となった方。
- (2) 願出方法：「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構へ提出する。

#### 3. JASSO災害支援金

- (1) 対象者：災害により学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いたりした方。  
（外国人留学生を含む）
- (2) 申請方法：在学している学校を通じて申し込む。
- (3) 支給額：10万円（返還不要）



## 事業者の方へ

### 2 5 観光関連事業者向けの特別相談窓口

- ◆ 東北運輸局は、地震により被害を受けた観光関連事業者の不安を解消するため、以下の特別相談窓口で、被災された観光関連事業者からの被害状況や要望をお聞きした上で、活用可能な支援策の紹介を行います。

- ・東北運輸局観光部観光企画課

電話 022-791-7509

(受付時間 8:30~17:15 (平日))

### 2 6 災害復旧貸付

- ◆ 被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資しています。

	国民生活事業	中小企業事業
融資限度額	3千万円	1億5千万円
融資期間(うち据置期間)	10年以内(2年以内)	
金利	1.22%	1.07%

- ◆ 詳細は、日本政策金融公庫 (28ページ) にお問い合わせください。

### 2 7 セーフティネット保証4号の適用

- ◆ 災害救助法が適用された市町村(県内全市町村)において、地震の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。

- ・内容(保証条件)

- ①対象資金: 経営安定資金

- ②保証割合: 100%保証

③保証限度額：2億8,000万円

④保証人：原則第三者保証人は不要

- ◆ 詳細は、宮城県信用保証協会（28ページ）にお問い合わせください。

## 28 小規模企業共済災害時貸付の適用

- ◆ 災害救助法が適用された市町村（県内全市町村）において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します

### ・貸付条件

①貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額

②貸付利率：年0.9%（令和4年3月17日現在）

③貸付期間：貸付金額500万円以下 36ヵ月  
505万円以上 60ヵ月

④償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還

⑤担保、保証人：不要

⑥借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

- ◆ 詳細は、中小企業基盤整備機構共済相談室（電話050-5541-7171）にお問い合わせください。（受付時間 9:00～17:00（平日））

## 29 既往債務の返済条件緩和等の対応

- ◆ 国から、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請されています。

- ◆ 各機関の窓口（28ページ）にお問い合わせください。

## 30 中小企業等を対象とした特別相談窓口

- ◆ 被災した中小企業・小規模事業者の方々を対象とした特別相談窓口が設置されています。26～29の貸付け、既往債務のご返済などについて、次の相談窓口でご相談をお受けしています。

機関名	支店名	連絡先
日本政策金融公庫	仙台支店（中小企業事業）	022-223-8141
	仙台支店（国民生活第一事業）	0570-005843
	仙台支店（国民生活第二事業）	0570-005864
	石巻支店（国民生活事業）	0570-006709
商工組合中央金庫	仙台支店	022-225-7411
宮城県信用保証協会		022-225-5230
仙台商工会議所		022-265-8181
塩釜商工会議所		022-367-5111
石巻商工会議所		0225-22-0145
気仙沼商工会議所		0226-22-4600
古川商工会議所		0229-24-0055
白石商工会議所		0224-26-2191
宮城県商工会連合会		022-225-8751
宮城県中小企業団体中央会		022-222-5560
全国商店街振興組合連合会		03-3553-9300
宮城県よろず支援拠点		022-393-8044
中小機構東北支部 企業支援部企業支援課		022-716-1751
東北経済産業局 産業部中小企業課		022-221-4922

## 3 1 農林漁業者向けの相談窓口

◆ 被災した農林漁業者を対象に、融資や返済に関する相談窓口を設置しています。

- ・日本政策金融公庫仙台支店  
電話 022-221-2331  
(受付時間 9:00~17:00 (平日))

### 主な融資制度

適用できる制度	農林漁業施設資金（災害復旧施設）	農林漁業セーフティネット資金（災害）
資金の使いみち <sup>(注1)</sup>	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金
融資限度額	負担額の80%又は1施設あたり300万円（特例1施設あたり600万円 <sup>(注2)</sup> ）のいずれか低い額	（一般）600万円 【特認 <sup>(注3)</sup> 】 年間経営費等の6/12以内
融資期間 (うち据置期間)	15年以内（3年以内）	10年以内（3年以内）

(注) 1 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「り災証明書」が必要となります。

2 融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。

3 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。



## そのほかの情報

### 3 2 災害ボランティア（調整・募集、相談受付等）

- ◆ 県内では3か所の市町で災害ボランティアの調整・募集、支援を希望する方からの相談受付等を実施しています。

詳細については、下記の窓口にお問い合わせください。

- ・白石市社会福祉協議会

※ボランティアセンターは4月10日閉所しました。白石市社会福祉協議会では、支援を希望する方のご相談は受け付けております。

電話 0224-22-5210

（受付時間 8:30～17:15（平日））

- ・角田市社会福祉協議会

※ボランティアセンターは4月7日閉所しました。その後は引き続き角田市社会福祉協議会のボランティア部門で対応します。

電話 0224-63-0055

（受付時間 9:00～16:00（平日））

- ・山元町社会福祉協議会

電話 070-2038-7345

（受付時間 9:00～16:00）